

(案)

包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

令和2年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

テーマ	指摘 件数	措置状況			意見 件数	措置状況		
		措置 済	今回 措置	未 措置		措置 済	今回 措置	未 措置
教育委員会に係る財務事務の 執行及び事業の管理について	83	—	51	32	89	—	39	50

令和2年度包括外部監査結果報告等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和3年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

	指摘事項等の内容	監査結果		対応措置等（※）		指摘事項等に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		83	89	90	82			
	第1部 債権管理に関する財務事務の執行について							
	第1 茨城県地域改善対策進学奨励資金について							
	3 調定の時期について							
1	【指摘1】 所定の調定期間に調定を実施しなかった結果、実際の返還未済額（滞納額）は、既計上額10,693,000円ではなく、既計上額よりも23,366,534円多い34,059,534円であり、返還未済額（滞納額）の過少計上となっている。	○		○		所在不明等により、調定できなかった債権者について、その所在を明らかにして調定を行い、適正な金額を未収債権額として計上した。	総務課	20
2	【意見1】 地域改善対策進学奨励資金の貸与総額86,496,010円に対し、正常回収債権は38,862,490円であり、その正常債権割合は44.92%に過ぎない。地域改善対策進学奨励資金貸与時の審査等一連の手続が緩やか過ぎた結果と考える。 地域改善対策進学奨励資金は、給付方式ではなく貸与方式で執行されており、より慎重に執行すべきであった。		○	○		現在の回収状況は、審査等の貸付けの手続が緩やか過ぎた結果であり、ご意見のとおり、慎重に執行すべきであった。 なお、貸与を実施したのは平成15年度までであり、それ以降は新規の貸与は行っていないところであるが、同様の事例が発生した時には慎重に対応する。	総務課	20
3	【指摘2】 地域改善対策進学奨励資金の返還額については、所定の時期に調定を実施しなければならない。	○		○		返還時期が到来しているものについて、債権者の所在を明らかにし、調定を行った。 今後返還時期が到来するものについては、条例・規則に基づき所定の時期に調定を行う。	総務課	21
4	【指摘3】 免除対象者に対して免除期間経過後において、所定の手続を経ることなく調定をしないことは認められない。	○		○		免除期間が経過し、返還時期が到来しているものについて、調定を行った。 今後免除期間が経過するものについては、条例・規則に基づき所定の時期に調定を行う。	総務課	21
5	【指摘4】 地域改善対策進学奨励資金の返還時期が到来しているにもかかわらず、奨励資金借用証書及び奨励資金返還明細書の提出がないことを理由に調定を実施しないことは認められない。	○		○		返還時期が到来しているものについて、調定を行った。 今後は、資料の提出に関わらず、条例・規則に基づき所定の時期に調定を行う。	総務課	21
6	【指摘5】 調定の実施を妨げる諸事情が背景に存在していたにしても、それを事由として調定期間を調整することは、正しく返済を実施している債務者とのバランスを欠くものであって、是認できるものではない。	○		○		返還時期が到来しているものについて、債権者の所在を明らかにし、調定を行った。 今後返還時期が到来するものについては、条例・規則に基づき所定の時期に調定を行う。	総務課	21
7	【指摘6】 延滞利息額は18,838,175円と多額の金額となっている。これは、元本返還時期が到来したにもかかわらず、元本返還金についての調定を実施せず、その結果、元本に係る付帯収入である延滞利息の請求ができなかったことによるものである。規定に基づいて元本返還の調定を実施し、その付帯収入である延滞利息の請求を行わなければならない。	○		○		返還時期が到来している元本について、調定を行った。 今後は、延滞利息が発生した際は、元本の請求に併せ、適切に延滞利息の請求を行う。	総務課	23

令和2年度包括外部監査結果報告等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和3年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

	指摘事項等の内容	監査結果		対応措置等（※）		指摘事項等に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		83	89	90	82			
	4 債権（収入未済額）の管理・保全							
8	【指摘7】 免除対象者の「奨励資金返還免除申請書」及び「免除を受けようとする事由を証する書面」は、適切に保管しなければならない。	○		○		申請時の書類等について、奨学生ごとにわかりやすく整理した。	総務課	26
9	【指摘8】 返還台帳への記載は、必要事項を適切に記載しなければならない。	○		○		担当者による差異がでないよう、記載すべき事項を確認し、適切に記載する体制を整えた。	総務課	26
10	【指摘9】 現時点においては、茨城県地域改善対策進学奨励資金の新たな貸付は行っていないところであるが、執行当時において、奨励資金貸与申請書の添付書面である「申請者及びその者と生計を一にする者の収入に関する証明書」を徴収することなく、茨城県地域改善対策進学奨励資金の貸与を実施したことは不適切である。	○		○		平成16年度以降、新規の貸与は行っていない。今後、同様の事例が発生した際は適切に対応する。	総務課	27
11	【指摘10】 現時点においては、茨城県地域改善対策進学奨励資金の新たな貸付は行っていないところであるが、執行当時において、連帯保証人予定者に対する適正な資力調査を実施することなく、保証人としたことは不適切である。	○		○		平成16年度以降、新規の貸与は行っていない。今後、同様の事例が発生した際は適切に対応する。	総務課	28
12	【指摘11】 適切な回収手続を執ることなく、時効期間を経過した債権の発生を許容したことは不適切である。	○			○	今後は、個々の事情を考慮しつつも、令和2年10月に総務部長から発出された「未収債権への対応方針について」に基づき、適切な回収手続を進めていく。	総務課	29
13	【指摘12】 茨城県地域改善対策進学奨励資金の主債務者は、奨学生本人である。当該債権の特殊性はあるにしても、正当に返還を行っている債務者との公平性・平等性を考慮すれば、当然に正規の回収手続を実施しなければならない。	○			○	奨学生本人に対して適切な回収手続を行うよう体制を整える。	総務課	29
14	【指摘13】 茨城県地域改善対策進学奨励資金の特殊性はあるにしても、所管課としては他の奨学資金等と同様に規定に基づく回収手続をしなければならず、現在に至るまでの回収手続の実施状況は不適切である。	○			○	今後は、個々の事情を考慮しつつも、令和2年10月に総務部長から発出された「未収債権への対応方針について」に基づき、適切な回収手続を進めていく。	総務課	30
15	【指摘14】 保証人である奨学生の親権者に連絡を取るだけでなく、主債務者である奨学生本人に対する催告を行うべきである。	○			○	奨学生本人に対して催告等の回収手続を行うよう体制を整える。	総務課	30
16	【指摘15】 督促頻度を増やし、主債務者である奨学生本人やその保証人に対して積極的に督促を実施し、延滞債権の回収を図らなければならない。	○		○		電話連絡や訪問などの督促を定期的に行えるよう、担当者を増員し、体制を整えた。	総務課	30
17	【意見2】 延滞債権の発生時期を考慮すると、強制執行すべき債権が存在していた可能性があるにもかかわらず必要な手続を怠ったことにより、時効期間を経過した債権となってしまったことは不適切である。		○	○		個々の事情を考慮しつつも、令和2年10月に総務部長から発出された「未収債権への対応方針について」に基づき、法的措置も含め適切な回収手続を進めることとした。	総務課	31

令和2年度包括外部監査結果報告等への対応について（総括表）

※「対応措置等」欄…短期：令和3年第2回県議会定例会までに措置を講じることができたもの。中長期：未措置のもの。

	指摘事項等の内容	監査結果		対応措置等（※）		指摘事項等に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		83	89	90	82			
18	【指摘16】 主債務者である奨学生本人に対して、所定の事情が発生した場合には催告や時効中断（時効の更新・完成猶予）の措置を実施すべきである。	○			○	奨学生本人に対して催告等の回収手続を行うよう体制を整える。	総務課	31
5 不能欠損処理の状況								
19	【指摘17】 今後は、「県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」に準拠して、債権放棄をした上で不納欠損処理を実施することになるが、時効期間が経過していない債権については、所定の回収手続を実施すべきである。	○			○	時効期間が経過した債権については、「県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」に基づき、不納欠損処理の実施を検討していく。 時効期間が経過していない債権については、個々の事情を考慮しつつも、令和2年10月に総務部長から発出された「未収債権への対応方針について」に基づき、適切な回収手続を進めていく。	総務課	34
第2 茨城県地域改善対策進学奨励資金以外の奨学資金・奨励資金について								
3 調定の方法								
20	【意見3】 同意書の提出については、奨学生が未成年者の場合にも徹底すべきである。		○	○		令和2年度当初より奨学生が未成年者の場合、法定代理人から同意書を徴収している。引き続き同意書の徴収を徹底する。	高校教育課	60
21	【指摘18】 元本返還額についての事前調定を実施しているが、その付帯収入である延滞利息については、元本完済時に一括して請求を行っている。本来であれば、規定に基づいて延滞の事実が発生したときに、債務者に通知し、徴収しなければならない。	○			○	延滞利息について、元本未収時点でもその時点の額を把握し、債務者への通知、請求を行っていく体制を整える。	高校教育課	60
4 債権（収入未済額）の管理・保全								
22	【意見4】 新設された未収債権対策チームと連携するとともに、債権管理のための組織体制の充実を図るべきである。		○	○		令和3年度から奨学資金関係業務の職員を1名増員し、債権管理のための組織体制の充実を図った。	高校教育課	61
23	【意見5】 貸付等の審査にあたっては、保証人の所得・資産等を確認する書類の提出を求めるなど、資力の確認を行うべきである。		○		○	貸付等の審査にあたって、奨学金の返還を保証する保証人を立てる必要があることを周知するとともに、保証人の所得・資産等を確認する書類の提出の検討を行う。	高校教育課	62
24	【意見6】 保証人の確保が困難な者のために、機関保証制度の導入も検討すべきである。		○		○	保証人の確保が困難な者に対し、機関保証制度の導入の検討を行う。	高校教育課	62
5 債権（収入未済額）の回収手続								
25	【指摘19】 督促を行っても指定した期限までに納入がない場合、税外諸収入滞納処分執行調書の作成を徹底すべきである。	○			○	財務規則に則り、税外諸収入滞納処分執行調書を作成する。	高校教育課	64
26	【指摘20】 奨学生本人が、支払を遅滞した場合には、奨学生本人へ催告するとともに、連帯保証人に対する請求を徹底すべきである。	○			○	奨学生本人が、支払を遅滞した場合には、奨学生本人へ催告するとともに、連帯保証人に対する請求を行う体制を整える。	高校教育課	65
27	【指摘21】 時効期間が迫っている債権については、債権回収業者に委託したとしても、所管課においても、督促状況・法的措置の有無などを頻繁に確認するなどして、管理を徹底すべきである。	○			○	債権回収委託者に委託している債権についても、総務部未収債権対策チームと連携の上、個々の債権の事情に合わせ、法的措置の検討を行い、漫然と時効期間が経過しないようにした。	高校教育課	65

包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

平成29年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

テーマ	指摘 件数	措置状況			意見 件数	措置状況		
		措置 済	今回 措置	未 措置		措置 済	今回 措置	未 措置
保健福祉部の少子化対策関連事業及び高齢者福祉関連事業に係る財務事務の執行について	11	11	0	0	49	47	2	0

(様式 3 - 2)

平成 2 9 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ		担当部・課
保健福祉部の少子化対策関連事業及び高齢者福祉関連事業に係る財務事務の執行について		保健福祉部福祉指導課
意見の概要	意見への対応	
<p>〔総合福祉会館〕</p> <p>会館管理運営費 施設の長寿命化への取組について</p> <p>個別施設ごとの長寿命化計画を作成し、長寿命化を図ることは、「茨城県公共施設等総合管理計画」で指針が示されている。対象期間は平成 27 年から 20 年間とされており、できるだけ早期に作成することが望まれる。</p>	<p>「茨城県庁舎等施設長寿命化計画」が策定されたので、当該計画に基づき長寿命化を図る。</p>	

(様式 3 - 2)

平成 2 9 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 保健福祉部の少子化対策関連事業及び高齢者福祉関連事業に係る財務事務の執行について		担当部・課 保健福祉部子ども政策局少子化対策課
意見の概要	意見への対応	
<p>【④施設利用者数の増加に向けた取組について】 施設の安定的運営のためには、利用者数の増加が喫緊の課題である。利用項目ごとの増減要因の分析、利用実績のない市町村への働きかけの方法等に関し、こどもの城運営委員会の意見を踏まえ、十分に検討し実行に移すことにより利用者数の増加をより一層図るべき。</p>	<p>令和 3 年 3 月 3 1 日をもって施設を廃止した。</p>	

包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

平成20年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

テーマ	指摘 件数	措置状況		
		措置済	今回措置	未措置
指定管理者制度の運用状況について	117	108	1*	8

※ この1件は教育委員会（教育庁総務企画部文化課）での措置についてのもの。

今回、知事部局（保健福祉部子ども政策局少子化対策課）において、別の指摘事項についての措置がされているが、ともに同指摘の対象となっている教育委員会分については未措置であるため、ここでは計上していない。

(様式3-1)

平成20年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 指定管理者制度の運用状況について	担当部・課 教育庁総務企画部文化課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>第4 合規性の検証</p> <p>1 所管部課における合規性</p> <p>(2) 公募・非公募をめぐる諸問題</p> <p>指定管理者制度に移行する際、公募とするか、非公募とするかが検討されているが(原則は公募)、所管部課の判断ではなく、県全体の基準を明確にして、それに基づく判定をすべきである。</p> <p>全部ではなく一部の分離発注も検討すべきである。</p>	<p>(歴史館)</p> <p>県が定めた指定管理者制度実施要領における指定管理者の選定の原則どおり、令和2年度の指定管理者更新時に公募とした。</p>

(様式3-1)

平成20年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 指定管理制度の運用状況について（県立児童センターこどもの城）	担当部・課 保健福祉部子ども政策局少子化 対策課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
利用料金は利用者の属性によって区分することを検討すべき。	令和3年3月31日をもって施設を廃止した。

包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

平成17年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

テーマ	指摘 件数	措置状況		
		措置済	今回措置	未措置
教育委員会所管関連団体に対する出資、出損及び補助金等について	21	18	1	2

(様式3-1)

平成17年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会所管関連団体に対する出資、出損及び補助金等について	担当部・課 教育庁総務企画部生涯学習課 (茨城県教育財団)
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等
<p>3 青少年施設 (2) 青少年教育施設での教育財団直営食堂事業におけるコスト計算について</p> <p>① コスト計算 食事提供については、ほぼ人件費相当額が原価割れを起こしている。 外部委託による人件費負担の転嫁・教育財団における厨房技師職員の人数又は人件費削減・利用者からの食事料徴収額の値上げ等幾つかの方策を複合的に措置すべきである。</p>	<p>これまで、(公財)茨城県教育財団が指定管理者であった中央青年の家は、令和3年度から、NPO 法人日本スポーツ振興協会が新たな指定管理者となった。 令和3年度以降、(公財)茨城県教育財団が指定管理者となる青少年施設は、さしま少年自然の家となり、食事提供は外部への委託業務にて対応している。</p>